

## 東京清掃労組の組合員の仲間に訴える！

2007年6月18日

東京清掃特別中央執行委員

国鉄共闘会議副議長

星野 良明

### 分割民営化20年を節目に国鉄闘争1047名問題の勝利的解決を勝ち取ろう

わが組合は、1987年以前から国鉄分割民営化反対闘争を重要な取り組みとして闘ってきた。とりわけ1987年の分割民営化以降の国鉄闘争は、1047名への国家的不当労働行為・解雇撤回闘争として全力をあげて闘ってきた。

国鉄分割民営化攻撃は、当時の中曽根総理大臣自らが「お座敷を清めて新しい憲法を安置する」そのため「総評運動の牽引車である国労を潰し社会党を解体する、そのことを明確に意識してやった」と抜けぬけと公言しているように戦後日本の民主主義を根底的に破壊し、国の形を抜本的に変ええることを見据えた国家戦略そのものとしての攻撃であった。同時に、分割民営化は新自由主義の先鞭ともいえる公的部門の規制緩和と民営化を進め、あたかもすべてが順調に進んでいるかのごとくの民営化成功神話を捏造した。この新自由主義的国家戦略は小泉政権によってさらに増幅され、改憲策動を頂点とする具体的日程として安倍政権に継承されている。

国家的不当労働行為・採用差別・不当解雇撤回闘争は、当初、全国の地労委、中労委闘争で連戦連勝を収め不当労働行為の存在が公的に認められた。しかし改革法23条を盾に行政訴訟が行われ、98年5月28日に東京地裁から「JRに法的責任はない」との不当判決が下された。この不当判決を契機に国労は坂を転げ落ちるように闘いを後退させ、2000年の「JRに法的責任なし」とする四党合意による解雇当事者切捨て路線に転落していったのである。

国労闘争団は四党合意を巡り四党合意反対派と四党合意賛成本部派への分裂的状况に陥ったが、わが組合は支援労組として四党合意に反対である立場を明確にし、あくまで不当に解雇された当事者の意志を尊重すべきという立場から改めて国鉄闘争・1047名の解雇撤回闘争を闘うことを方針として確立し「1047名の不当解雇を撤回し国鉄闘争に勝利する共闘会議(国鉄共闘)」の一翼をにない闘ってきた。

四党合意に反対する闘争団は「闘う闘争団」を結成し、最高裁で争っていた「JRに法的責任あり」を追求しつつ、2002年1月に鉄建公団を相手に300名の原告団によって訴訟を起こした。これに対して国労本部は本部の統制に従わない制裁として生活援助金の打ち切り、物資販売斡旋からの締め出し、組合員権利停止処分などの理不尽な仕打ちを行った。

一方、2003年12月22日、最高裁は「JRに法的責任はない」という不当判決を5名の裁判官の内3:2の多数で下した。しかし、この判決は「不当労働行為があったとした

なら、その責任は旧国鉄・清算事業団(＝鉄建公団・現在の鉄道運輸機構)にある」というものであった。

300 鉄建公団訴訟原告団、弁護団と国鉄共闘は国労本部を始めとする様々な勢力や国家権力からの妨害をはねのけ裁判闘争を中軸に度重なる日比谷野音大集会等の大衆運動を進めてきた。05年9月15日、訴訟以降2年8か月の困難な闘いを乗り越えて東京地裁からの判決が下された。この判決は「清算事業団からの解雇は有効である」との不当な判決であるが、同時に「87年の分割民営化時の採用振り分けにおいて不当労働行為があった」とするものであり、司法の場で初めて不当労働行為の存在を認めるものであった。しかし、「民営化路線に一点の曇りがあってもならない」とする国家権力は翌日に控訴をするという暴挙に出、現在東京高裁において裁判が継続されている。

四党合意で混迷する国鉄闘争の状況下にあつて9.15判決が切り開いた地平は鉄建公団訴訟裁判を差し置いて闘いの展望はないということを明らかにしたものであった。この9.15判決を契機に分裂状況にあつた1047名の団結の回復が関係者によって進められ06年12月にはこれまで裁判に参加していなかった闘争団も含め1047名のほぼ全員が裁判闘争に参列したことになった。ここに、いまだ不十分ではあるが原告団4者と国労、建交労、国鉄共闘、中央支援共闘の4団体がまとめ今後闘いを進めることとなった。

現在進行している法廷闘争は高裁・地裁を合わせて5つの裁判闘争であるが、地裁における3つの裁判の判決は今秋から年末に、高裁における判決は来春には下される予定である。すべての裁判の争点の中心は、「国策であつた分割民営化に反対した組合員は新会社に相応しくない、採用されなくて当然」という不当な論理の下に、不当労働行為は存在するのか、存在しないのかということにある。このことは国や自治体の政策、企業の経営方針に従わない労働者には不当労働行為は適用しないということの意味することであり断じて許されないことである。

本年3月をもって「官から民への時代の流れ」の先鞭を付けた国鉄分割民営化は20年の節目となった。今、規制緩和、民営化の破綻があらゆる分野で明らかになっている。利潤追求と効率が第一とされ、利用者や住民の安全や安心が奪われ公共性が投げ捨てられている。107名の死者と500名を超える重傷者を出した2005年5月の尼崎列車脱線転覆事故が何よりも民営化の本質をものがたっている。

こうした民営化は自治体においても民間委託・アウトソーシングとして推進されている。我々の清掃職場においても収集部門や工場部門の民間委託・アウトソーシングが押しよせ、都の時代の事業水準と住民へのサービス水準の低下、さらには住民と清掃労働者の安全や生命が危険に晒されているような状態になっている。

今こそ民営化成功神話の破綻が社会的に明らかにされなければならない。1047名問題の闘いの勝利的解決は国鉄分割民営化が失敗だったということ、その国鉄分割

民営化を進める過程で1047名の不当解雇があったということが社会的に明らかにされなければならない。

現局面で求められていることは、裁判闘争を軸に民営化の破綻を明らかにする大衆運動をもって闘いの展望を切り開くことである。我々は20年の節目にあるこの年を契機に何がなんでも勝利し、規制緩和と民営化の流れを変えなければならない。こうした社会的意味を持っている国鉄闘争に勝利することは閉塞的状况にある日本労働運動に大きな質的転換をもたらすものである。

わが組合は、今日まで多くの支援労組が国鉄闘争から次々と離脱していく中であっても、国鉄闘争の勝利を願い、そして何よりも分割民営化反対の組合方針を最も真摯に守り、そうであるが故、解雇された当事者が納得できる解決ができることをめざして闘って来た。

20年の節目のこの年が解決の時機である。今日まで営々とそして黙々と続けてきたわが組合の国鉄闘争支援が正義の闘いであったことを改めて再度確信し、これから始まる最終的な闘いに全力をあげよう！！

以上